

令和3年度通常総会報告

長崎県技術士会会長 山口和登

当初6月5日諫早市内にて令和3年度通常総会を開催予定でしたが、昨年度同様に新型コロナウイルスの感染予防対策の為、従来の開催方法から変更し、総会（書面表決）を実施いたしました。具体的には5月10日までに会員全員に総会の目的である事項についての提案書及び報告書を送信または送付し、当該提案及び報告につき、5月28日までに会員のうち過半数の115名から書面により同意の意思表示を得ることができました。その結果について報告を行います。総会結果の詳細は長崎県技術士会のホームページに掲載していますのでご参照ください。

書面表決による総会参加者は上述した様に115名で、会員総数183名の約63%の参加がありました。

議案につきましては、総会（書面表決）前に各会員に事前送付（メールによる配信及び郵便送付）している為、議案詳細内容は省略し、ここではその可否についてのみ報告いたします。尚、議案の詳細につきましては長崎県技術士会のホームページにも掲載していますのでそちらをご参照ください。

1.総会議案

第1号議案：令和2年度事業報告

原案通り承認（可決 115名 否決 0名）

第2号議案：令和2年度収支決算、会計監査報告

原案通り承認（可決 115名 否決 0名）

第3号議案：令和3年度事業計画（案）

原案通り承認（可決 115名 否決 0名）

第4号議案：令和3年度収支予算（案）

原案通り承認（可決 114名 否決 1名）

第5号議案：令和3年度・4年度役員構成（案）

原案通り承認（可決 115名 否決 0名）

長崎県技術士会会則【第24号 総会の成立には委任状を含めて会員の5分の1以上の出席を必要とする。議決には委任状を含め出席者の過半数の議決によって成立する。】とある。

この為、今回は183人の会員の5分の1の37名以上の出席（書面表決参加者）を確認し、出席者の過半数の議決を確認しました。

なお、確認作業は会員の内から2名を指名して行いました（写真-1）。



写真-1 書面表決集計確認作業状況

2.日本技術士会長崎県支部年次大会及びCPD研修会

長崎県支部の年次大会及びCPD研修会は公益社団法人日本技術士会総本部（東京）の対処方針に基づき、長崎県技術士会の総会と同日開催を予定していましたが、7月10日（土）に延期開催と致しました。

年次大会及び研修会の内容等に関しては、次回

10月配信の「APRENだより 第75号」で詳しく述べることにします。

3.今後の総会の開催方法について

今回、昨年度同様に新型コロナウイルス感染予防対策の為、総会の開催方法変更を行い書面表決による総会開催を行いました。今後の総会の開催方法についても、前回と今回の開催経験を生かした開催方法を検討したいと思います。

書面表決は事前に総会の議案を全会員に配信・配布し、その可否をお尋ねする方法ですが、令和元年（平成31年）度以前の総会とその参加者を比較すると以下のようになります。

表1 H28～R3年度総会議決状況

年度	総会出席者①	委任状②	①+②=③	会員数④	参加者比率③/④（%）
平成28年度	59名	32名	91名	156名	58.3%
平成29年度	56名	42名	98名	165名	59.4%
平成30年度	65名	40名	105名	169名	62.1%
令和元年度	61名	43名	104名	175名	59.4%
令和2年度	123名※		123名	180名	68.3%
令和3年度	115名※		115名	183名	62.8%
	※書面表決のみ				

以上のように書面表決は総会参加者の増加という点は評価されますが、年に1回の会員相互の親睦、対面での議論等がない点は、書面表決による総会是对面での総会には劣る気がいたします。

このことも考慮して、次回以降は総会の議決案件に関しては事前に議案を全会員に送付（メールによる配信）し、会員の多くの意向を汲み、かつ会員の親睦を図り、議論を盛り上げたいと考えています。さらに事前書面表決を取る事により、総会の議事進行を早め、年に1回の会員が一堂に会する総会ですので、その貴重な時間をCPD研修会や交流会に充てればと考えています。

この点は役員会でも議論し、全役員からの理解も得ております。総会の開催方法詳細については今後も検討を重ね、次回令和4年度から実施する方法を会員に報告したいと思っています。

まだまだ、新型コロナウイルスの感染の脅威は去っていませんが、会員各位の益々のご健勝、ご活躍を祈念申し上げます。

以上

「技術士CPD 活動実績の管理および活用の仕組み」について

日本技術士会長崎県支部 幹事 折田定良

1. はじめに

昭和32年技術士法制定以来60年余りが経過し、産業構造や経済構造、社会ニーズ、国際的な環境に応じて技術士制度の在り方、その目指すべき方向性が改めて問われています。

文部科学省技術士分科会においては第7期（2013年度）から第10期（2021年度）および日本技術士会制度検討委員会により、凡そ10年に亘り技術士制度の検討がなされてきました。令和3年2月の『第10期技術士分科会における検討報告』において、「技術士CPD 活動実績の管理および活用の仕組み」が発表されました。その間の検討経緯及び今後の方向について報告します。

2. 技術士制度改革に関する検討経緯

2016年度に今後の技術士制度の在り方として、

- ①『技術者のキャリア形成過程における技術士資格の位置付け』
- ②『技術士に求められる資質能力（PC: Professional Competence-コンピテンシー）』
- ③『IEA(International Engineer Alliance-国際エンジニアリング連合)のPC(専門職として身に付けるべき知識・能力)を念頭に置いた技術士試験の在り方』
- ④『資格取得後の継続研鑽(CPD: Continuing Professional Development)と技術士資格の更新制度』

⑤『技術士資格の普及拡大・活用促進と国際的通用性の確保』

の5つに焦点が向けられました。

2019年度には上記の「今後の技術士制度の在り方について(2016年12月)をもとにして、改めて技術士制度に関わる問題点と今後の取り組みの進め方」として、以下の5つがまとめられました。

①技術士資格を国際的に活用できる資格とすべく、APEC エンジニア等の活用を促進するとともに、他国のエンジニア資格制度の構築・普及への協力やエンジニア資格の相互承認に関する取組等を行う。

②技術士資格の活用促進・普及拡大のため公的事業・業務で活かす活用と人材育成面での活用を並行して進め、公的事業・業務における活用の促進、他の国家資格との関係性の明確化、相互活用、技術士の資質能力とそれをいかす活用方法を紹介する。

③更新制度の導入においては更新の要件や実施方法の検討、CPD 制度の見直し

④ IPD (Initial Professional Engineer-初期専門能力開発)の仕組みの重要性が明確になってきており、具体的な内容や実施方法についての取り組みを行う。

⑤他の20部門と並列の扱いとされる総合技術監理部門の位置づけの明確化、求められる資質能力等を明確にする。

2021年度の第10期技術士分科会の報告では、

- ①『国際的通用性の確保』
- ②『技術士試験の適正化』
- ③『技術士補制度の見直し・IPD 制度(初期専門能力開発)の整備・充実』
- ④『総合技術監理部門の位置付けの明確化』
- ⑤『技術士資格の活用促進・普及拡大』

の5つの事項を具体的達成方策・手段に対して今後も検討を継続していくこととしています。

更新制度に対しては、第8～9期技術士分科会(2015-2019年度)において、技術士資格の国際的通用性を目指すためには緊急に進めるべき案件であるとされ、日本技術士会の「技術士制度改革について最終報告(提言)」(2019年5月8日付)は、更新制の導入施策として、更新研修の受講の義務化と、CPD 活動の登録をした技術士にのみ「技術士(更新)」という称号を与えて差別化を図り、そのことをもって資格活用の促進につなげるため更新制の導入を提言しました。

これを受けた第10期技術士分科会においては「更新」という用語は、法律上、期限のある資格を延長もしくは改めて新しいものにしていくときに使うものとされ、既に技術士法第47条規定の「技術士の資質向上の責務」と両立しない事と審議されました。

技術士資格について、技術士法の改正を要する更新制の導入ではなく、政省令以下でCPD 活動の実績の管理及び活用を可能とする公的な仕組みの構築について審議が行われました。

その結果、「技術士のCPD 実績の表示の仕組みの導入について」をとりまとめ、技術士のCPD 活動の実績の管理及び活用に関する事務を『公益社団法人日本技術士会』が中心となって進めることとなりました。

3. 新たな制度の概要

具体的には文部科学大臣名の通知(令和3年4月26日付)は、技術士法第47条2及び第54条の規定の趣旨を踏まえ『技術士の資質向上に関する継続研鑽活動の実績の管理及び活用について』適切に事務を行うとともに、すべての技術士に対して周知を図るよう日本技術士会に要請されました。具体的な役割は、次のとおりです。

(1) CPD ガイドラインの策定

技術士の CPD の実績の判断基準や推奨する CPD 時間、技術士の資質向上の取組状況の具体的記載内容、関連する学協会で実施している CPD 活動との円滑な連携や接続に関する事項等をガイドラインとして定め、技術士分科会に報告します。

(2) 技術士の CPD 活動の記録の確認及び実績簿の作成

個々の技術士から CPD 活動内容の記録を受取り、その活動内容を確認する。技術士の CPD 活動の登録システムを構築し、CPD 活動の実績簿を作成する。技術士登録簿へ加筆記載し、さらに、名簿をホームページ等に掲載し公開する予定です。

(3) 技術士への CPD 活動の普及・啓発

技術士の資質向上責務を公的に確認する仕組みの周知と ICT (Information and Communication(s) Technology) を活用した多様な研修機会など、効果的・効率的な CPD 活動の支援を行います。

(4) 技術士分科会への技術士の CPD 活動の状況の報告

技術士の CPD 活動の実施状況や管理する CPD 実績の利活用の事例等、技術士の CPD 活動の実績の管理及び活用に関する事項について、毎年度技術士分科会に報告します。

4. まとめ

今回の結論は、当初の課題である『技術士に求められる資質能力 (コンピテンシー)』、『資格取得後の継続研鑽 (CPD) と技術士資格の更新制度』、『技術士資格の普及拡大・活用促進と国際的通用性の確保』に資することが目的であり、技術士制度改革の第一歩といえるものです。

また、技術士分科会では技術士資格の更新制が引き続き検討課題とされており、より良い技術士制度となるためモニタリングを併用して技術士資格の活用を模索していくこととなる見込みです。

(了)

※ 機関紙発行担当からのお知らせ

(1) 新入会員の紹介 (4月承認)

(区分)	(氏名)	(部門)	(所属)
A会員	山口 洋一	建設	旭測量設計株式会社
B会員	浜田 泰治	衛生工学	佐世保市

(2) 会員名簿の配布について

令和3年度版の会員名簿を作成及び配布準備中です。7月中には配布予定です。会費未納の会員には、会費納入の振込用紙を同封しますので、会費の納入も滞り無くご協力をお願い致します。

(3) 「技術士制度改革」編集後記

令和3年4月26日付の文部科学大臣通知は、(公社)日本技術士会宛に「全ての技術士に対して本件の周知を図るよう」と記されています。我々、技術士は、もう一度技術士法第47条の2及び第54条の規定の趣旨やその他の「技術士施行規則」を反芻する必要があると思いました。広報誌 (APREN) もこの通知内容を周知及び広報する責務を感じます。

連絡先 園田直志

sonoda_naoshi@icloud.com